

# 平成29年度 さいたま市立大久保小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめとは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大久保小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめを絶対に許さない」という強い認識をもち、教職員も児童も「いじめを見過ごさない」雰囲気作りに努める。
- 2 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、校内いじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 特定の職員がいじめに対する情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの案件が満たされているものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 大久保小学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校評議委員  
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催：① 定例会（年2回程度開催）  
② 臨時委員会（必要に応じて、必要な構成委員を招集して開催）
- (4) 内容：大久保小学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援。加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### 2 スマイル委員会

- (1) 目的：いじめの問題に対して考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作る意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員会児童（※必要に応じて、提案者・クラブの代表を加える）
- (3) 開催：年2回（6月・9月）（※その他必要に応じて開催する）
- (4) 内容：① いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。  
② 話し合いの結果を学校に提言する。  
③ 提言した取組を推進する。

### 3 校内いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

- (1) 目的：各学級の生活の様子等の情報交換を定期的に行い、いじめの早期発見をする。

- (2) 構成員：教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年1名、みのり学級1名、担任外1名
- (3) 開催：毎月1回開催
- (4) 内容：毎月の各学年の児童の様子について情報交換を実施し、大久保小全体の生徒指導上の問題や課題を話し合い、指導体制を整える。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- ①「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ②道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道徳の時間を通して

- ①「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

#### (1) 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅スローガンの策定と校内への掲示
- ・校長・生徒指導主任による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・人権週間による、人権標語・人権作文の取組
- ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ①「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- ②ロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要なスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

- ①教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ①各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業

- ①児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：5・6年生 6月

## 5 メディアリテラシー教育を通して

### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- ① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ② 「携帯・インターネット安全教室」の実施：7月

## 6 人権週間

### (1) 人権作文・人権標語の作成を通して

- ① 児童に人権の重要性について考えさせ、人権意識を育てることによって、いじめの未然防止に努める。
- ② 人権週間：12月

## 7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子供の些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見

### 1 日頃の児童の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について、記録をとり保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめがあったか、毎月担任が振り返ることで個々の意識を高め、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談を通して

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。(6月)
- (2) 月1回ずつ、なかよし相談日・さわやか相談日・スクールカウンセラー相談日を設定する。

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①さわやか相談室だよりの発行

②さわやか相談員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携

## 5 保護者との連携

(1) さわやか相談日・個人面談、また普段から家庭との連絡を密にとり、いじめの早期発見に努める。

(2) アンケートを実施し、実施後校内委員会で話し合う。話し合った内容を定例会、職員会議で周知を図る。

## 6 地域からの情報収集

(1) 民生児童委員・主任児童委員との懇談会の実施（8月）

(2) SSN会議・防犯ボランティア連絡協議会の実施

(3) 学校評議員会・学校関係者評価委員会の実施

(4) 青少年育成大久保地区会への参加

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長：情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭：さいたま市教育委員会指導2課への報告をする。

PTA 役員等への説明をする。

○教務主任：全教職員の報告を受け、時系列にまとめる。まとめたものを全教職員に共通理解を図る。

○担任：事実の確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当：いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任：担当する学年の児童の情報収集をする。

担当する学年の情報を共有する。

校長（教頭）に報告する。

○生徒指導主任：児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任：被害児童の心のケアを行う。

○特別支援教育コーディネーター：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集をする。

○養護教諭：被害児童の心のケアを行う。

○保護者：家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、学校等に通報又は情報の提供を行う。

○地域：いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

○さわやか相談員、スクールカウンセラー：支援が必要な児童へのカウンセリングの実施を行う。

○スクールソーシャルワーカー：子どもやその家族、地域など周囲の環境への働きかけを行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

### （1）重大事態について

#### ①「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

#### ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ア 年間30日を目安とする。
- イ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめの重大事態に関しての申し立てがあった場合は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- （1）校内いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- （2）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（大久保小学校いじめ対策委員会）を設置する。
- ③ 学校は、校内いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底（年度当初）
- （2）緊急時の対応（必要時に随時）

## 2 校内研修

### (1) 分かる授業を進めること（校内授業研修）

- ① 教員の授業力向上
- ② 授業規律

### (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ① 人間関係プログラム
- ② 児童理解（生徒指導全体会）
- ③ いじめの問題に係る校内研修

- ・ 4月：生徒指導に係る研修 → 学校いじめ防止基本方針に係る研修
- ・ 8月：人権に係る研修 → 人権教育に係る研修
- ・ 8月：生徒指導に係る研修 → 生徒指導に係る伝達研修
- ・ 8月：特別支援教育に係る研修 → 児童理解に係る伝達研修
- ・ 8月：国際教育に係る研修 → 国際教育に係る伝達研修

### (3) 情報モラル研修

- ① 情報活用能力の向上
  - ・ 情報活用の実践力
  - ・ 情報の科学的な理解
  - ・ 情報社会に参画する態度

## X PDCA サイクル

毎月の生徒指導委員会や教育相談部会（特別支援教育部会）の話し合いを基に効果的な研修や児童理解に努める。より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するために、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを学校評価等を生かし、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

PDCAサイクルは、管理職の指導の下、運営委員会・生徒指導委員会等において決定する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 取組評価アンケート、校内いじめ対策委員会の会議日程、校内研修等の実施時期の決定
- 3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）

※詳細は、「IX 研修 — 2 校内研修 — ③いじめの問題に係る校内研修」に記載。

# 平成29年度の計画

## 校内いじめ対策委員会(生徒指導委員会)

4月28日(金)	5月8日(月)	6月2日(金)
7月3日(月)	7月20日(木)	10月2日(月)
10月30日(月)	11月27日(月)	12月18日(月)
1月29日(月)	3月2日(金)	3月5日(月)
3月19日(月)		

## なかよし相談日

4月28日(金)	6月2日(金)	6月30日(金)
7月14日(金)	9月23日(金)	10月21日(金)
11月18日(金)	12月16日(金)	1月20日(金)
2月17日(金)	3月17日(金)	

## さわやか相談日

4月19日(火)	4月25日(火)	5月16日(火)
5月30日(火)	6月13日(火)	6月20日(火)
7月3日(火)	7月11日(火)	9月7日(木)
9月11日(月)	10月2日(月)	10月30日(月)
11月20日(月)	11月27日(月)	12月11日(月)
12月18日(月)		

## スクールカウンセラー来校日

4月24日(月)	5月8日(月)	5月29日(月)
6月2日(月)	6月12日(月)	6月26日(月)
7月10日(月)	9月11日(月)	9月25日(月)
10月23日(月)	10月30日(月)	11月20日(月)
11月27日(月)	12月11日(月)	1月22日(月)
2月19日(月)	2月26日(月)	3月12日(月)
3月26日(月)		

## スクールソーシャルワーカー来校日

4月24日(月)	5月18日(木)	6月12日(月)
7月5日(水)	8月29日(月)	9月11日(月)
10月30日(月)	11月20日(月)	12月11日(月)
1月22日(月)	2月26日(月)	3月16日(金)

※相談日には、担任から保護者に声をかけることもあります。

※教育相談には、事前に申し込みをしてください。重なった場合は、調整して時間等を連絡します。



